骨髄移植などにより、定期予防接種で得た免疫を失ったお子さんへ 再接種費用を助成します

川辺町長

骨髄移植手術などにより定期予防接種で得た免疫を失った方へ再接種費用を 助成いたします。

骨髄移植手術などの医療行為により、移植前に受けた定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で予防接種を再接種する方は、経済的負担の軽減および感染症の予防のため、事前に申請をすることで予防接種費用の助成を受けることができます。

【助成の対象者】

- ・骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること
- ・再度の予防接種を受ける日及び申請をする日の両日において、町内に住所を有する こと
- ・接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、予防接種実施規則の規定による ものであること
- ・20歳未満であること

【対象となる予防接種】

- ・ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)、二種混合(ジフテリア・破傷風)、麻しん・風しん(MR)、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘(水ぼうそう)、B型肝炎
- ・以下のワクチンには、接種年齢に上限があります。

ワクチン	4種混合	BCG	ヒブ	小児用肺炎球菌	その他
年齢	15歳未満	4歳	10歳	6歳	20歳未満

【助成金額】

予防接種に要した費用を助成します。ただし、川辺町の予防接種の委託料単価を上限とします。

【申請手続き】

- 1. 事前に助成申請が必要ですので、川辺町保健センターにご相談ください。 (提出書類)
 - ・川辺町特別の理由による任意予防接種費用助成金交付申請書(様式第1号)
 - ・川辺町特別の理由による任意予防接種費用助成に関する理由書(様式第2号)
 - ・接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が確認できるもの(母子健康 手帳の写し等)
- 2. 町から助成金交付(不交付)決定通知書を送付します。書類の受理から通知書の送付までには1~2週間程度かかります。

【注意】必ず助成金交付決定通知書が手元にきてから再接種を行ってください。

3. 医療機関で再接種

全額自己負担で医療機関へ支払い、領収書・明細書を保管してください。

4. 予防接種費用助成金交付請求書の提出

(提出書類)

- ・川辺町特別の理由による任意予防接種費用助成金交付請求書
- ・再接種を受けた医療機関の領収書(原本)※こちらでコピーをしてお返しします
- ・予防接種を受けたことがわかるもの(予診票の写し、母子健康手帳、予防接種済 証)

※ご不明な点があれば、保健センターにご相談ください。

担当	電話	相談受付時間(平日のみ)	
川辺町保健センター	0574-53-2515	$8:30\sim17:15$	